

保企第1783-2号
平成30年8月29日

各市町村保健・健康行政担当課長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

分娩を取り扱う助産所の開設に必要な嘱託医・嘱託医療機関の確保に関する
協力について（依頼）

日頃から、本府健康医療行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、分娩を取り扱う助産所の開設者は、医療法（昭和23年法律第205号）第19条及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第15条の2の規定により、分娩時等の異常に対応するため、産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師とすること、及び診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（以下「嘱託医師等」という。）を定めなければならないこととされています。

しかしながら、現在も分娩を取り扱う助産所を開設しようとする際、嘱託医師等の確保が困難な状況であることから、助産所の嘱託医師等の確保に御協力いただきますようお願いいたします。

つきましては、本通知の趣旨を御了知のうえ、貴市町村所管の病院、診療所（保健センター）等関係機関に対して御周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先：大阪府健康医療部 保健医療室
保健医療企画課 医事グループ
芳末、迫
TEL：06-6941-0351（内線 2535, 2520）
FAX：06-6944-7546